

## ぎふクリーン農業表示実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ぎふクリーン農業表示要綱（平成11年10月1日施行。以下「要綱」という。）によるぎふクリーン農業の表示に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 要綱第2条第1項の規定による栽培基準は、次のとおりとする。

(1) 土壌を用いた食用作物の栽培基準は、別記1のとおりとし、化学合成農薬及び化学肥料の使用基準は次表のとおりとする。

化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培	別表1
化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ50%以上削減した栽培	別表2
化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培	別表3

(2) 土壌を用いない食用作物の栽培基準は、別記2のとおりとし、化学合成農薬の使用基準は、次表のとおりとする。

化学合成農薬を30%以上削減した栽培	別表4
化学合成農薬を50%以上削減した栽培	別表5
化学合成農薬を使用しない栽培	別表6

(3) 花き栽培の栽培基準は、別記3及び別記4のとおりとする。

(4) きのこと類の栽培基準は、別記5のとおりとする。

2 要綱第2条第3項の規定による製造基準は、別記6及び別記7のとおりとする。

3 要綱第2条第5項の規定によるGAP手法の導入基準は、別記8のとおりとする。

(登録申請と登録)

第3条 要綱第7条第1項の規定による登録申請（以下「登録申請」という。）を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に居住する農業者または林業者（きのこ類生産者）
- (2) 県内に居住する農業者または林業者（きのこ類生産者）で組織し、使用資材や使用回数等の栽培方法を統一している団体又は法人
- (3) 県内の麦、大豆、そば及び茶等の乾燥調製施設において麦、大豆、そば及び茶等の乾燥調製を行う者
- (4) 県内の米のとう精施設において米の乾燥調製を行う者

(5) 県内の農産物生産等の農業または林業に関する学科を有する高等学校、農業大学校及び公的試験研究機関

(6) 県内の農産物を加工する製造業者

2 登録申請は、次によるものとする。

(1) 登録申請は、ぎふクリーン農業の生産登録を別記様式第1号により、ぎふクリーン農産物の加工登録を別記様式第2号によるものとする。

(2) 要綱第6条第3項の規定による残留農薬自主検査（以下、「自主検査」という。）が登録申請時までに実施できない場合には、別記様式第1号の7により仮登録の申請をするものとする。なお、申請者は自主検査結果が判明次第、速やかに仮登録通知書を添えて別記様式第1号の8により知事に提出するものとする。

(3) 登録申請は、要綱第3条の規定による農産物及び加工食品ごとに行い、次の各号より行うものとする。

ア 別表1、別表2及び別表3で化学合成農薬及び化学肥料の使用基準が定められた品目

イ 別表4、別表5及び別表6で化学合成農薬の使用基準が定められた品目

ウ 花き

エ きのこと類

オ 加工食品

(4) 登録申請書は、当該申請者が居住する地域を所管する農林事務所長（以下「所管農林事務所長」という。）に提出するものとする。

なお、当該地域を所管する市町村（以下「所管市町村」という。）を経由することができる。

3 知事は、登録申請があった場合は、次により登録を行うものとする。

(1) 登録申請書の受付は、次によるものとする。

ア 登録申請書の提出は、次に定める生産及び製造を開始する日の40日前までとする。

(ア) 1年生作物 は種、植え付け前であって当該農作物栽培にかかる施肥を行う時期

(イ) 多年生作物 収穫日の翌日

(ウ) きのこと類 原木及び培地に植菌を行う時期

(エ) 加工食品 ぎふクリーン農産物加工食品の製造を行う時期

イ 毎月20日までを所管農林事務所の受付期間とする。

(2) 所管農林事務所長は、要綱第5条第1項の規定により登録の適否について諮問するときは、ぎふクリーン農業表示専門部会（以下「部会」という。）に別記様式3号により行うものとする。

(3) 部会の長は、要綱第5条第2項の規定により答申を行うときは、所管農林事務所長に別記様式第4号により行うものとする。

(4) 所管農林事務所長は、登録の適否について、別紙様式第6号により、別記様式第5号、登録申請書とともに農産園芸課長に報告するものとする。

4 要綱第7条第2項の規定による登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行うものとする。

(1) ぎふクリーン農業生産登録台帳

- ア 栽培基準の種類
- イ 生産登録年月日、生産登録有効期限年月日及び生産登録番号
- ウ 生産登録者氏名及び住所
- エ 品目名（土耕栽培の化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培、養液栽培の化学合成農薬を使用しない栽培区分の場合は「農産物の種類」及び「品目名」）
- オ 生産は場の所在地
- カ 栽培規模
- キ 栽培方法
- ク 登録者の構成員数
- ケ GAP手法の導入状況

(2) ぎふクリーン農産物加工登録台帳

- ア 加工登録年月日、加工登録有効期限年月日及び加工登録番号
- イ 製造業者名、代表者氏名及び所在地
- ウ 加工食品名
- エ 製造事業所の名称及び所在地
- オ 使用するぎふクリーン農産物名及び生産登録番号
- カ その他の原材料
- キ 加工方法の概要
- ク 登録者の構成員数

5 要綱第7条第2項の規定による登録の通知は、ぎふクリーン農業生産登録を別記様式第7号により、ぎふクリーン農産物加工登録を別記様式第8号によるものとする。

6 要綱第7条第3項の規定による登録棄却通知は、別記様式第9号によるものとする。

7 要綱第8条第2項の規定による登録の有効期間の更新に係る申請（以下「更新申請」という。）は、次によるものとする。

(1) 更新申請は、ぎふクリーン農業の生産登録を別記様式第1号の6により、ぎふクリーン農産物の加工登録を別記様式第2号の5によるものとする。

(2) 更新申請書は、別に定める「ぎふクリーン農業表示制度の登録更新に係る運用」に基づき、知事が指定する機関に提出するものとする。

- 8 知事は、更新申請があった場合は、別に定める「ぎふクリーン農業表示制度の登録更新に係る運用」に基づき、登録更新を行うものとする。
- 9 登録更新の通知については、ぎふクリーン農業生産登録の更新は別記様式第7号、ぎふクリーン農産物加工登録の更新は別記様式第8号によるものとする。
- 10 第3条第2項(2)の規定による仮登録申請に係る仮登録は、別記様式第7号の2によるものとする。なお、申請者より自主検査結果の提出があり、内容に問題がないことが確認された場合は、別記様式第7号により登録するものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第4条 要綱第9条第1項の規定による登録の変更の申請は、次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

(1) ぎふクリーン農業生産登録

- ア 栽培基準の種類(生産登録区分)
- イ 生産は場の所在地
- ウ 栽培規模
- エ 栽培方法
- オ 登録者の氏名及び住所
- カ 品目の追加(土耕栽培の化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培、養液栽培の化学合成農薬を使用しない栽培)
- キ GAP手法の導入状況

(2) ぎふクリーン農産物加工登録

- ア 製造事業所の所在地
- イ 使用するぎふクリーン農産物名及び生産登録番号
- ウ その他の原材料
- エ 加工方法の概要
- オ 登録者の氏名及び住所

2 要綱第9条第1項の規定による登録の変更の申請は、ぎふクリーン農業生産登録変更申請書を別記様式第10号により、ぎふクリーン農産物加工変更申請書を別記様式第11号により、要綱第7条第2項の規定により通知された登録証を添えて所管農林事務所長に提出するものとする。

なお、所管市町村を経由することができる。

3 所管農林事務所長は、申請が第1項(1)のエに係るもの及び(2)のエに係るものであったときは、要綱第5条の規定により登録の変更の適否について、部会に別記様式第3号により諮問するものとする。

4 部会の長は、要綱第5条第2項の規定により所管農林事務所長に別記様式第4号により答申を行う

ものとする。

5 所管農林事務所長は、登録の変更の適否について、別紙様式第6号により、別紙様式第5号、登録変更申請書とともに農産園芸課長に報告するものとする。

6 要綱第9条第4項の規定による届出は、次の各号のいずれかを変更するとき又は生産等を中止するときに行わなければならない。

ただし、第2項の登録変更の申請時に併せて記載する場合は、届出を省略することができる。

(1) ぎふクリーン農業生産登録

- ア 乾燥調整又はとう精等内容
- イ 主な販売先
- ウ 登録者の構成員数
- エ GAP手法の管理体制
- オ GAPチェックリスト
- カ GAP手法の内部監査方法
- キ その他必要な事項

(2) ぎふクリーン農産物加工登録

- ア 生産数量・販売数量
- イ 加工食品の商品名等
- ウ 主な販売先
- エ 登録者の構成員数
- オ その他必要な事項

7 要綱第9条第4項の規定による届出は、ぎふクリーン農業生産登録については別記様式第10号に、ぎふクリーン農産物加工登録については別記様式第11号による届出書を所管農林事務所を經由して提出するものとする。

なお、所管市町村を經由することができる。

8 要綱第9条第2項の規定による登録の変更の通知は、ぎふクリーン農業の生産登録変更を別記様式第7号により、ぎふクリーン農産物の加工登録変更を別記様式第8号により行うものとする。

(登録証の再交付)

第5条 要綱第10条第1項の規定による登録証の再交付の申請は、別記様式第12号による登録証の再交付申請書を、所管農林事務所を經由して提出するものとする。

なお、所管市町村を經由することができる。

2 所管農林事務所長は、前項により申請があったときは、農産園芸課長に提出するものとする。

3 要綱第10条第2項の規定による登録の通知は、ぎふクリーン農業生産登録については別記様式第

7号に、ぎふクリーン農産物加工登録通知については別記様式第8号により行うものとする。

(登録の取り消し)

第6条 要綱第11条第1項の規定による登録が不相当とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 指導、調査に協力又は応じないとき。
- (3) 記録に事実と異なる偽りがあったとき。
- (4) 表示票を不正に使用したとき。
- (5) 登録者の責務を遵守しないとき。
- (6) その他知事が登録の取り消しが相当と認めたとき。

2 要綱第11条第2項の規定による登録の取消通知は、別記様式第13号により行うものとする。

3 前項により取消通知を受けた生産者等は、速やかに登録証を所管農林事務所長に提出するものとする。

(表示方法)

第7条 要綱第12条第1項に規定する表示票は、別記9のとおりとする。

2 要綱第12条第2項に規定する栽培管理表及び製造管理表は、次の各号のとおりとする。

(1) 土壌を用いた食用作物の栽培管理表は、次表のとおりとする。

別記10	化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培
別記11	化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ50%以上削減した栽培
別記12	化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培

(2) 土壌を用いない食用作物の栽培管理表は、次表のとおりとする。

別記13	化学合成農薬を30%以上削減した栽培
別記14	化学合成農薬を50%以上削減した栽培
別記15	化学合成農薬を使用しない栽培

(3) 花き栽培の栽培管理表は、別記16のとおりとする。

(4) きのこと類の栽培管理表は、別記17のとおりとする。

(5) 加工食品の製造管理表は、別記18のとおりとする。

- 3 要綱第12条第1項に規定する表示票は、農産物へ直接貼付するか、農産物又は加工食品の出荷容器や包装物への貼付又は印刷により行うものとし、複数の表示票を使用することができるものとする。
- 4 要綱第12条第2項に規定する栽培管理表又は製造管理表は、出荷容器や包装物への貼付、印刷又は同封により行うものとする。

なお、栽培管理表又は製造管理表の表示ができない場合は、店頭等で栽培管理表及び製造管理表と同様の内容のポップ等による表示、又は農産物等への栽培管理表及び製造管理表を略式表示にかえることができる。
- 5 要綱第12条第3項に規定する紛らわしい表示とは、次の各号に掲げる事項をいう。
  - (1) 通常の栽培方法で生産された農産物又は通常の方法で加工された食品より優良又は有利であると誤認される用語
  - (2) 登録農産物の栽培方法又は登録加工食品の製造方法、品質を誤認させる文字、絵、写真その他表示
- 6 表示票、栽培管理表及び製造管理表の作成に要する経費は、登録者が負担する。

(登録者の責務)

第8条 登録者の責務は、要綱第13条に規定するほか、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) GAP手法を導入する者は、生産、出荷、販売、表示票の使用状況、GAP手法の内部監査結果について記録するものとし、その記録を栽培した年の翌年から起算して5年間保管すること。GAP手法を導入しない者は、生産及び加工、出荷、販売、表示票の使用状況についての記録を3年間保管すること。
  - (2) 出荷調製、とう精段階において、表示区分が異なる農産物又は表示農産物とその他の農産物を混合しないこと。
  - (3) 要綱第14条の規定による指導及び調査の際に協力すること。
  - (4) 生産及び表示・出荷に関して不適切な事項の改善や報告を求められた場合には速やかに是正措置や報告を行うこと。
  - (5) 要綱第15条の規定により、実績について報告を求められた場合には速やかに報告を行うこと。
- 2 前項第1号の規定による記録は、次に掲げる事項を記帳して行うものとする。
    - (1) ぎふクリーン農業栽培・出荷販売記録
      - ア 品目名(品種)
      - イ ほ場の所在地
      - ウ 栽培規模
      - エ 作業内容(播種・定植・施肥・防除・収穫年月日、資材名、使用量等)
      - オ 出荷販売内容(販売年月日、販売先、販売量、表示票使用枚数等)
    - (2) ぎふクリーン農産物加工食品製造・出荷販売実績

- ア 加工食品名
- イ 製造事業所の名称及び所在地
- ウ 作業内容（加工年月日、原材料、原材料数量、生産数量等）
- エ 出荷販売内容（販売年月日、販売先、販売量、表示票使用枚数等）

（３）GAP内部監査結果

- ア 生産者名
- イ 監査員氏名
- ウ 内部監査日
- エ 監査結果（改善が必要と判断された点検項目、不適合内容、改善指示）

（指導等）

第9条 要綱第14条の規定による指導、調査は、農林事務所長が生産者及び製造業者に対し、市町村、農業協同組合及び森林組合と連携を図りつつ技術情報提供、制度の啓発、適正な生産及び表示・出荷を確保するために必要な指導、調査を行うとともに報告を求めるものとする。

（実績報告）

第10条 要綱第15条の規定による実績報告は、次によるものとする。

- （１）実績報告は、ぎふクリーン農業の生産登録を別記様式第14号により、ぎふクリーン農産物の加工登録を別記様式第15号によるものとする。
- （２）実績報告は、所管農林事務所長に提出するものとする。  
なお、所管市町村を経由することができる。

2 所管農林事務所長は、生産及び加工の実績について、別紙様式第16号により農産園芸課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成11年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 4月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 3月26日から施行する。



附 則

この要領は、平成14年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 1月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 9月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年3月31日において、要綱第7条第2項に基づく登録があるものにあつては、その登録の有効期限を平成21年3月31日までとする。なお、登録更新の手続きを行った場合は、その限りではない。

附 則

この要領は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の要領第7条の規定に基づく表示票及び栽培管理表が既に準備されている場合にあつては、当該表示票及び栽培管理表を使用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月 1日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の要領第7条の規定に基づく表示票及び栽培管理表が既に準備されている場合にあつては、当該表示票及び栽培管理表を使用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領の施行前に、改正前の要領第7条の規定に基づく栽培管理表が既に準備されている場合にあつては、平成29年3月31日までは当該表示票及び栽培管理表を使用することができるものとする。

土耕栽培の化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培、養液栽培の化学合成農薬を使用しない栽培区分にあつては、同一の農産物の種類の登録品目が複数ある場合は要綱第9条第1項の規定による登録の変更時又は要綱第8条第2項の規定による更新申請時に同時に申請するものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。

## 別記 1

### ぎふクリーン農業栽培基準

#### 1 適用の範囲

この栽培基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第3条の（1）及び（2）に規定する農産物であって、要綱第2条第1項の（1）に規定する栽培を行う場合に適用する。

#### 2 定義

要綱第2条の規定によるぎふクリーン農業の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
当該農産物の栽培期間中において、従来に比べ化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）の使用がそれぞれ30%以上削減した栽培であって、たい肥等による土づくりを行っているものをいう。	

#### 3 栽培基準の遵守

登録者は、次の4の基準を遵守しなければならない。

#### 4 基準

##### （1）ほ場に関する事項

ア 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分しなければならない。

イ 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分するために、生産ほ場に次の事項を記載した看板の設置に努めるものとする。記載例は別記19のとおりとする。

（ア）生産ほ場であること（ロゴマーク添付）

（イ）生産登録番号

（ウ）生産主体名

（エ）作物名

（オ）栽培規模（生産面積等）

（カ）栽培上の特徴

（キ）県又は登録者のホームページアドレス

##### （2）品種に関する事項

遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

##### （3）土づくりに関する事項

土壌診断に基づきたい肥等の適切な施用に努めなければならない。

##### （4）病害虫及び雑草防除

化学合成農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、県が定める「岐阜県農薬安全使用に係る指針」に基づき防除に努めなければならない。

(5) 資材の使用基準

ア 化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）の使用基準は、次表のとおりとする。

化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）をそれぞれ30%以上削減した栽培	別表1
化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）をそれぞれ50%以上削減した栽培	別表2
化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）を使用しない栽培	別表3

イ 化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）をそれぞれ30%及び50%以上削減した栽培においては、次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）により削減対象とする化学合成農薬及び化学肥料の削減を図るものとする。

なお、化学合成農薬については使用回数（延べ有効成分回数）、化学肥料（窒素成分）については全窒素分量の削減を図ることとする。

（ア）削減対象とする栽培期間

種子、種苗の調製期間を除く、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了までの期間とする。

（イ）削減対象とする化学合成農薬

（ア）の栽培期間において使用される殺菌剤、殺虫剤及び除草剤であって、別表7掲げる農薬を除く化学合成農薬とする。

ただし、抗生物質及び本ぼでの殺虫・殺菌効果を目的に、種子・種苗の調製期間中に使用する化学合成農薬は削減対象とする。

（ウ）削減対象とする化学肥料（窒素成分）

（ア）の栽培期間において使用する化学肥料（窒素成分）とする。

（エ）化学合成農薬の最大使用回数に関する特例

a 植物防疫法第23条第2項の規定に基づき国が定める「指定有害動物発生予察事業計画」及び同法第31条第1項の規定に基づき県が定める「病害虫発生予察事業（指定・重要）実施計画書」における警報、注意報または特殊報が発表され防除が必要と判断された場合は、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を1回増やすものとする。

b 気象災害等により病害虫の発生が予想され緊急防除が必要と判断された場合には、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を1回増やすものとする。

ウ 化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）を使用しない栽培においては、次の（ア）、（イ）、（ウ）により削減対象とする化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）を使用せず栽培するものとする。

（ア）削減対象とする栽培期間

種子、種苗の調製期間を含む前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了までの期間とする。

（イ）削減対象とする化学合成農薬

（ア）の栽培期間において使用される農薬であって、イの（イ）に掲げる農薬及び、化学合成農薬不使用の種子・種苗の入手が困難な場合の入手以前に使用された化学合成農薬を除

く、化学合成農薬とする。

ただし、抗生物質は削減対象とする。

(ウ) 削減対象とする化学肥料（窒素成分）

(ア) の栽培期間において使用する化学肥料（窒素成分）とする。

なお、育苗用の培土又は購入苗等の培土に使用される化学肥料（窒素成分）については、原則として削減対象の化学肥料（窒素成分）とする。

(6) 水質の保全に関する事項

ア 化学合成肥料のみならず、有機質肥料、たい肥など有機由来資材も含め適正施肥を励行し、水環境への肥料成分の流亡を防ぐ。

イ 水田において農薬を使用した後は、1週間の止水期間を厳守し水環境への農薬成分の流出を防ぐ。

ウ 水田においては、浅水代かきなどで田植前の落水による濁水流出を防ぐ。

畑において降雨による土壌流亡が見られる場合は、リビングマルチなど対策を行う。

別表1 化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）をそれぞれ30%以上削減した栽培の使用基準

農産物の種類	品目名	区 分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料（窒素成分）の最大使用量（N成分 kg/10a）
普通作物	米		12	6
	小麦		6	7
	大麦		6	10
	大豆		8	2
	そば		1	1
野	トマト	冬春長段	26	30
		抑制+半促成	28	35
		夏秋	20	23
	ミニトマト	冬春長段	26	30
		夏秋	18	23
	きゅうり	冬春	30	49
		長期越冬	55	84
		夏秋	14	26
	なす	夏秋	21	46
		冬春	39	35
	いちご	促成	17	9
		夏秋	23	21
	メロン	平坦地	10	17
		冷涼地	14	5
	甘長ピーマン		7	19
	ピーマン		7	19
	スイートコーン		3	24
	えだまめ	ハウス・トンネル	5	5
		露地	8	5
	はくさい	秋冬（秋まき）	8	14
		夏秋（春夏まき）	7	19
	ほうれんそう	冬春（秋まき）	5	17
		冬春（冷涼地）	5	17
		夏	7（1作当たり）	39（5作）★
	キャベツ	秋冬・春（夏秋まき）	8	21
		夏秋（春夏まき）	12	16
	ねぎ	夏	9	25
		飛騨ねぎ	8	11
		冬	8	22
	しゅんぎく		4	19
	こまつな		4	7
	チンゲンサイ		3	8
	だいこん	秋冬・春（冬春まき）	8	14
夏秋（春夏まき）		8	11	
にんじん		7	16	
かぶ	冬春	7	10	
	飛騨紅かぶ	3	14	
さといも		4	18	
たまねぎ		8	19	
グリピース		10	23	
ささげ		7	10	
さやいんげん		7	10	
やまのいも		3	10	
らっかせい		3	4	

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)	
野	かぼちゃ		6	14	
	レタス		6	15	
	さつまいも		2	2	
	じゃがいも		3	11	
	みずな		4	7	
	オクラ		10	18	
	エンサイ		0	18	
	にんにく		15	14	
	ツルムラサキ		0	12	
	モロヘイヤ		4	13	
	ごぼう		10	13	
	なばな		5	21	
	レンコン		2	30	
	すいか		11	13	
	ブロッコリー		7	22	
	カリフラワー		6	18	
	さやえんどう		12	11	
	そらまめ		10	11	
	菜	しそ(おおば)	露地	4	16
			施設	3	10
ふき			4	28	
ヤーコン			0	10	
春の七草		ハコベ	1	14	
		ホトケノザ	3	14	
		セリ	4	14	
		ゴギョウ	3	14	
		ナズナ	3	14	
		スズナ	4	21	
		スズシロ	4	21	
守口だいこん			8	20	
アスパラガス		施設	11	31	
		露地	14	34	
パセリ		27	26		
果樹	かき	(ポット栽培含む)	17	15	
	なし		25	18	
	もも		18	10	
	りんご		26	10	
	みかん		9	17	
	くり		6	16	
	ぶどう		15	4	
	うめ		7	5	
	キウフルーツ		6	7	
	ゆず		9	24	
	ブルーベリー		2	6	
	いちじく		18	13	



農産物の種類	品目名	区 分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)
特 作	茶	西濃地域(煎茶)	11	30
		中濃・東濃地域(煎茶)	8	28
		てん茶	13	43
	こんにゃく		5	0
	実山椒		1	3
	沢あざみ		0	2
	タラノメ		2	0
	大麦若葉		—	3
	ウコン		—	0
	柿の葉茶		—	19
	みょうが		2	7
	水わさび	(ボックス栽培含む)	2	0
	なたね		0	9
	えごま		1	2
	ごま		2	7

★ 作付回数が増減する場合は、1作あたり7.8kg/10aを基準として加減する

注)

1 化学合成農薬の使用回数は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤の延べ有効成分回数とする。

(例)

薬剤名	ヒノ	バイ	ジット	バ	ツ	サ	粉剤	→	散布回数	1回
	↓		↓		↓					
成分	EDDP		MPP			BPMC		→	有効成分回数	3回

2 各個別作物の施肥及び防除技術については、

ぎふクリーン農業 環境保全型栽培技術指針(平成10年3月)

病害虫・雑草防除指導指針(平成26年3月)を参照のこと。

3 化学合成農薬の最大使用回数の欄にある「—」は使用可能な農薬がないことを示す。

別表2 化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）をそれぞれ50%以上削減した栽培の使用基準

農産物の種類	品目名	区 分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)
普通作物	米		9	4
	小麦		4	5
	大麦		4	7
	大豆		6	1
	そば		0	1
野	トマト	冬春長段	19	21
		抑制+半促成	20	25
		夏秋	14	16
	ミニトマト	冬春長段	19	21
		夏秋	13	16
	きゅうり	冬春	21	35
		長期越冬	39	60
		夏秋	10	18
	なす	夏秋	15	32
		冬春	28	25
	いちご	促成	12	7
		夏秋	16	16
	メロン	平坦地	7	12
		冷涼地	10	3
	甘長ピーマン		5	14
	ピーマン		5	14
	スイートコーン		2	17
	えだまめ	ハウス・トンネル	4	4
		露地	6	4
	はくさい	秋冬(秋まき)	6	10
		夏秋(春夏まき)	5	13
	ほうれんそう	冬春(秋まき)	4	12
		冬春(冷涼地)	4	12
		夏	5(1作当たり)	28(5作)★
	キャベツ	秋冬・春(夏秋まき)	6	15
		夏秋(春夏まき)	9	12
	ねぎ	夏	6	17
		飛騨ねぎ	6	8
		冬	6	16
	しゅんぎく		3	14
	こまつな		3	5
	チンゲンサイ		2	6
だいこん	秋冬・春(冬春まき)	6	10	
	夏秋(春夏まき)	6	8	
にんじん		5	11	
かぶ	冬春	5	7	
	飛騨紅かぶ	2	10	
さといも		3	13	
たまねぎ		6	14	
グリーンピース		7	17	
ささげ		5	7	
さやいんげん		5	7	

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)	
野	やまのいも		2	7	
	らっかせい		2	3	
	かぼちゃ		4	10	
	レタス		4	11	
	さつまいも		1	1	
	じゃがいも		2	8	
	みずな		3	5	
	オクラ		8	13	
	エンサイ		0	13	
	にんにく		11	10	
	ツムラギ		0	9	
	モロヘイヤ		3	9	
	ごぼう		8	9	
	なばな		4	15	
	レンコン		2	22	
	すいか		8	9	
	ブロッコリー		5	16	
	カリフラワー		4	13	
	さやえんどう		9	7	
	そらまめ		7	8	
	菜	しそ(おおば)	露地	3	11
			施設	2	7
		ふき		3	20
		ヤーコン		0	7
		春の七草	ハコベ	1	10
			ホトケノザ	2	10
			セリ	3	10
ゴギョウ			2	10	
ナズナ			2	10	
スズナ			3	15	
スズシロ			3	15	
守口だいこん			6	14	
アスパラガス		施設	8	22	
	露地	10	25		
パセリ		19	19		
果樹	かき	(ポット栽培含む)	12	13	
	なし		18	13	
	もも		13	7	
	りんご		19	7	
	みかん		6	12	
	くり		4	12	
	ぶどう		11	3	
	うめ		5	3	
	キウイフルーツ		4	5	
	ゆず		6	17	
	ブルーベリー		2	4	
	いちじく		13	9	

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)
特作	茶	西濃地域(煎茶)	8	25
		中濃・東濃地域(煎茶)	7	20
		てん茶	9	31
	こんにゃく		5	0
	実山椒		1	2
	沢あざみ		0	2
	タラノメ		1	0
	大麦若葉		—	2
	ウコン		—	0
	柿の葉茶		—	14
	みょうが		1	5
	水わさび	(ボックス栽培含む)	1	0
	なたね		0	6
	えごま		1	1
	ごま		1	5

★ 作付回数が増減する場合は、1作あたり5.6kg/10aを基準として加減する

注)

1 化学合成農薬の使用回数は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤の延べ有効成分回数とする。

(例)

薬剤名	ヒノ	バイジット	バツサ	粉剤	→	散布回数	1回
	↓	↓	↓				
成分	EDDP	MPP	BPMC		→	有効成分回数	3回

2 各個別作物の施肥及び防除技術については、  
ぎふクリーン農業 環境保全型栽培技術指針(平成10年3月)  
病虫害・雑草防除指導指針(平成26年3月)を参照のこと。

3 化学合成農薬の最大使用回数の欄にある「—」は使用可能な農薬がないことを示す。

別表3 化学合成農薬及び化学肥料(窒素成分)を使用しない栽培の基準

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	削減対象とする化学肥料(窒素成分)の最大使用量(N成分 kg/10a)
普通作物 野菜 果樹 特作	全ての品目		0 (不使用)	0 (不使用)

## ぎふクリーン農業栽培基準（養液栽培用）

### 1 適用の範囲

この栽培基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第3条の（1）及び（2）に規定する農産物であって、要綱第2条第1項の（2）に規定する栽培を行う場合に適用する。

### 2 定義

要綱第2条の規定によるぎふクリーン農業の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
当該農産物の栽培期間中において、生産ほ場の土壌から隔離され、かつ生産ほ場に由来する土壌を用いない栽培であり、肥料分を含む養液を用い、化学合成農薬使用を30%以上削減して生産されたものをいう。	

### 3 栽培基準の遵守

登録者は、次の4の基準を遵守しなければならない。

### 4 基準

#### （1）ほ場に関する事項

ア 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分しなければならない。

イ 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分するために、生産ほ場に次の事項を記載した看板の設置に努めるものとする。記載例は別記19のとおりとする。

- （ア） 生産ほ場であること（ロゴマーク添付）
- （イ） 生産登録番号
- （ウ） 生産主体名
- （エ） 作物名
- （オ） 栽培規模（生産面積等）
- （カ） 栽培上の特徴
- （キ） 県又は登録者のホームページアドレス

#### （2）品種に関する事項

遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

#### （3）病虫害及び雑草防除

化学合成農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、県が定める「岐阜県農薬安全使用に係る指針」に基づき防除に努めなければならない。

#### （4）資材の使用基準

ア 化学合成農薬の使用基準は、次表のとおりとする。

化学合成農薬を30%以上削減した栽培	別表4
化学合成農薬を50%以上削減した栽培	別表5
化学合成農薬を使用しない栽培	別表6

イ 化学合成農薬を30%及び50%以上削減した栽培においては、次の(ア)、(イ)、(ウ)により削減対象とする化学合成農薬の削減を図るものとする。

なお、化学合成農薬については使用回数(延べ有効成分回数)の削減を図ることとする。

(ア) 削減対象とする栽培期間

種子、種苗の調製期間を除く、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了までの期間とする。

(イ) 削減対象とする化学合成農薬

(ア)の栽培期間において使用される殺菌剤、殺虫剤及び除草剤であって、別表7掲げる農薬を除く化学合成農薬とする。

ただし、抗生物質及び本ぼでの殺虫・殺菌効果を目的に、種子・種苗の調製期間中に使用する化学合成農薬は削減対象とする。

(ウ) 化学合成農薬の最大使用回数に関する特例

a 植物防疫法第23条第2項の規定に基づき国が定める「指定有害動植物発生予察事業計画」及び同法第31条第1項の規定に基づき県が定める「病虫害発生予察事業(指定・重要)実施計画書」における警報、注意報または特殊報が発表され防除が必要と判断された場合は、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を1回増やすものとする。

b 気象災害等により病虫害の発生が予想され緊急防除が必要と判断された場合には、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を1回増やすものとする。

ウ 化学合成農薬を使用しない栽培においては、次の(ア)、(イ)により削減対象とする化学合成農薬を使用せず栽培するものとする。

(ア) 削減対象とする栽培期間

種子、種苗の調製期間を含む前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了までの期間とする。

(イ) 削減対象とする化学合成農薬

(ア)の栽培期間において使用される農薬であって、イの(イ)に掲げる農薬及び、化学合成農薬不使用の種子・種苗の入手が困難な場合の入手以前に使用された化学合成農薬を除く、化学合成農薬とする。

ただし、抗生物質は削減対象とする。

(5) 養液排液の適正処理等環境への負荷低減に関する事項

ア 養液排液を次にあげるとおり適正な処理を行うものとする。

(ア) 他農産物の栽培の窒素肥料等に利用する。

(イ) たい肥製造の窒素源等に利用する。

(ウ) 肥料成分の吸収・吸着等による浄化処理を行う。

(エ) 他植物等により肥料分の吸収を行う。

(オ) その他養液排液の適正な処理を行う。

イ 養液栽培施設が、周辺環境に負荷を与えない構造を有しているものとする。

なお、養液排液及び養液排液の希釈液の河川及び作物がない状態のほ場への流出は、行わないものとする。

ウ 養液栽培で使用した培地及び容器等は、次にあげるとおり適正な処理を行うものとする。

なお、培地及び容器等を使用しない場合は、この限りではない。

(ア) 培地の適正な処理

a 培地は、再利用に努めるものとし、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理するものとする。

b 培地の野積みによる放置は行わないものとする。

(イ) 容器等の適正な処理

a 容器等は、再利用に努めるものとし、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理するものとする。

b 容器等の野積みによる放置は行わないものとする。

別表4 化学合成農薬を30%以上削減した栽培の使用基準

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	
野菜	トマト		26(1作当たり)	
	きゅうり	冬春	30(1作当たり)	
	なす	夏秋	21(1作当たり)	
	いちご	促成		19(1作当たり)
		夏秋		23(1作あたり)
		高設ベンチ 育苗長期どり		29(1作あたり)
	ほうれんそう		5(1作当たり)	
	ねぎ		11(1作当たり)	
	みずな		3(1作あたり)	
レタス		5(1作あたり)		

別表5 化学合成農薬を50%以上削減した栽培の使用基準

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)	
野菜	トマト		19(1作当たり)	
	きゅうり	冬春	21(1作当たり)	
	なす	夏秋	15(1作当たり)	
	いちご	促成		12(1作当たり)
		夏秋		16(1作あたり)
		高設ベンチ 育苗長期どり		21(1作あたり)
	ほうれんそう		4(1作当たり)	
	ねぎ		8(1作当たり)	
	みずな		2(1作あたり)	
レタス		4(1作当たり)		

別表6 化学合成農薬を使用しない栽培の基準

農産物の種類	品目名	区分	削減対象とする化学合成農薬の最大使用回数(回)
普通作物 野菜 果樹 特作	全ての品目		0(不使用)

注)

- 1 化学合成農薬の使用回数は、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤の延べ有効成分回数とする。

(例)

薬剤名 クリーンヒッター → 散布回数 1回

成分 オキサジキシル TPN → 有効成分回数 2回

- 2 各個別作物の施肥及び防除技術については、  
ぎふクリーン農業 環境保全型栽培技術指針(平成10年3月)  
病害虫・雑草防除指導指針(平成26年3月)を参照のこと。



## ぎふクリーン農業栽培基準（花き用）

### 1 適用の範囲

この栽培基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第3条の（3）に規定する農産物であって、要綱第2条第1項の（3）の栽培を行う場合に適用する。

### 2 定義

要綱第2条の規定によるぎふクリーン農業の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
花きの栽培において、生産資材の適正使用と代替技術を積極的に取り組み、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培体系を行っているものをいう。	

### 3 栽培基準の遵守

登録者は、次の4の基準を遵守しなければならない。

### 4 基準

#### （1）ほ場に関する事項

- ア 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分しなければならない。
- イ 生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分するために、生産ほ場に次の事項を記載した看板の設置に努めるものとする。記載例は別記19のとおりとする。
  - （ア）生産ほ場であること（ロゴマーク添付）
  - （イ）生産登録番号
  - （ウ）生産主体名
  - （エ）作物名
  - （オ）栽培規模（生産面積等）
  - （カ）栽培上の特徴
  - （キ）県又は登録者のホームページアドレス

#### （2）品種に関する事項

遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

#### （3）土づくりに関する事項

土壌診断に基づきたい肥の適切な施用に努めなければならない。  
ただし、生産ほ場の土壌から隔離され、かつ生産ほ場に由来する土壌を用いない栽培（以下「土壌を用いない栽培」という。）を行っている場合はこの限りでない。

#### （4）病虫害及び雑草防除

化学合成農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、県が定める

「岐阜県農薬安全使用に係る指針」に基づき防除に努めなければならない。

(5) 資材の使用基準

ア 化学合成農薬の使用回数及び化学肥料（窒素成分）の使用量を削減していること。

ただし、土壌を用いない栽培にあつては、化学合成農薬の使用回数を削減しているものとする。

イ 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）により削減対象とする化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）の削減を図るものとする。

なお、化学合成農薬については使用回数（延べ有効成分回数）の削減を図ることとする。

（ア）削減対象とする栽培期間

種子、種苗の調製期間を除く、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了までの期間とする。

（イ）削減対象とする化学合成農薬

（ア）の栽培期間において使用される殺菌剤、殺虫剤及び除草剤であつて、別表 7 に掲げる農薬を除く化学合成農薬とする。

ただし、抗生物質及び本ほでの殺虫・殺菌効果を目的に、種子・種苗の調製期間中に使用する化学合成農薬は削減対象とする。

（ウ）削減対象とする化学肥料（窒素成分）

（ア）の栽培期間において使用する化学肥料（窒素成分）とする。

ただし、土壌を用いない栽培を行っている場合はこの限りでない。

（エ）化学合成農薬の最大使用回数に関する特例

a 植物防疫法第 23 条第 2 項の規定に基づき国が定める「指定有害動植物発生予察事業計画」及び同法第 31 条第 1 項の規定に基づき県が定める「病虫害発生予察事業（指定・重要）実施計画書」における警報、注意報または特殊報が発表され防除が必要と判断された場合は、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を 1 回増やすものとする。

b 気象災害等により病虫害の発生が予想され緊急防除が必要と判断された場合には、対象となる品目の化学合成農薬の最大使用回数を 1 回増やすものとする。

(6) 土壌を用いない栽培を行っている場合における養液排液の適正処理等環境への負荷低減に関する事項

ア 養液排液を次にあげるとおり適正な処理を行うものとする。

（ア）他農産物の栽培の窒素肥料等に利用する。

（イ）たい肥製造の窒素源等に利用する。

（ウ）肥料成分の吸収・吸着等による浄化処理を行う。

（エ）他植物等により肥料分の吸収を行う。

（オ）その他養液排液の適正な処理を行う。

イ 土壌を用いない栽培施設が、周辺環境に負荷を与えない構造を有しているものとする。

なお、養液排液及び養液排液の希釈液の河川及び作物がない状態のほ場への流出は、行わないものとする。

ウ 土壌を用いない栽培で使用した培地及び容器等は、次にあげるとおり適正な処理を努めるものとする。

なお、培地及び容器等を使用しない場合は、この限りではない。

(ア) 培地の適正な処理

a 培地は、再利用に努めるものとし、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理するものとする。

b 培地の野積みによる放置は行わないものとする。

(イ) 容器等の適正な処理

a 容器等は、再利用に努めるものとし、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理するものとする。

b 容器等の野積みによる放置は行わないものとする。

5 環境への負荷低減の取組評価

(1) 環境への負荷低減の取組評価の項目は、別記4に揚げるとおりとする。

(2) 取組評価の項目の有無は2段階で評価し、該当するすべての項目に取り組むものとする。

## 別記4 んふクリーン農業（花き）における評価項目

### 1 肥料・農薬の適正使用に取り組んでいること

#### （1）肥料の適正使用

次にあげる項目のいずれも取り組んでいること

ア 肥料は、肥料取締法に基づく登録又は届出を受けているものを使用している。

イ 花きに必要な量の施肥を行い、過剰な施肥を行っていない。

#### （2）農薬の適正使用

次にあげる項目のいずれも取り組んでいること

ア 農薬取締法による登録を受けているもの又は特定農薬を使用している。

イ 農薬の使用基準を遵守している。

### 2 肥料・農薬の削減に取り組んでいること

#### （1）肥料の削減

次にあげる項目のどれかに取り組んでいること

ア 有機質肥料を使用している。（生産ほ場に由来する土壌を用いた栽培（以下「土壌を用いる栽培」という。）のみ）

イ 緩効性肥料を使用している。（土壌を用いる栽培のみ）

ウ 環境に負荷を与えない栽培方式をとっている。（土壌を用いない栽培のみ）

#### （2）農薬の削減

次にあげる項目のどれかに取り組んでいること

ア 耕種的防除に取り組んでいる。（防虫ネット等）

イ 代替資材を利用している。（天敵、BT剤等）

### 3 土づくりに取り組んでいること（土壌を用いる栽培のみ）

（1）土づくり資材を利用している。

（2）土づくり資材を適正に施用している。

### 4 養液排水の適正処理に取り組んでいること（土壌を用いない栽培のみ）

次にあげる項目のいくつかまたはすべてに取り組んでいること

（1）他農産物の栽培における窒素肥料等に利用している。

（2）たい肥製造の窒素源等に利用している。

（3）肥料成分の吸収・吸着等による浄化処理を行っている。

（4）他植物等により肥料分を吸収している。

（5）その他養液排水の適正な処理を行っている。

### 5 栽培施設が環境への負荷を与えない構造を導入していること（土壌を用いない栽培のみ）

次にあげる項目のすべてに取り組んでいること

（1）施設が、周辺環境に負荷を与えない構造を有している。

（2）養液排水及び養液排水の希釈液の河川及び作物がない状態のほ場へ流出を行っていない。

### 6 養液栽培で使用した培地及び容器等の適正処理に取り組んでいること

なお、培地及び容器等を使用しない場合は、この限りではない。

(1) 培地の処理

次にあげる項目のすべてに取り組んでいること

ア 培地は、リサイクル利用に努め、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理している。

イ 培地の野積みによる放置は行っていない。

(2) 容器等の処理

次にあげる項目のすべてに取り組んでいること

ア 容器等は、リサイクル利用に努め、廃棄処理する場合は、廃棄物処理業者等により適正に処理している。

イ 容器等の野積みによる放置は行っていない。

別表 7

(ア)	除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤（除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること）
(イ)	なたね油乳剤
(ウ)	調合油乳剤
(エ)	マシン油エアゾル
(オ)	マシン油乳剤
(カ)	デンプン水和剤
(キ)	脂肪酸グリセリド乳剤
(ク)	メタアルデヒド粒剤（捕虫器に使用する場合に限ること）
(ケ)	硫黄くん煙剤
(コ)	硫黄粉剤
(サ)	硫黄・銅水和剤
(シ)	水和硫黄剤
(ス)	石灰硫黄合剤
(セ)	シイタケ菌糸体抽出物液剤
(ソ)	炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹
(タ)	炭酸水素ナトリウム・銅水和剤
(チ)	銅水和剤
(ツ)	銅粉剤
(テ)	硫酸銅(ボルドー剤調整用)に使用する場合に限ること
(ト)	天敵等生物農薬
(ナ)	天敵等生物農薬・銅水和剤
(ニ)	性フェロモン剤（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること）
(ヌ)	食酢
(ネ)	燐酸第二鉄粒剤
(ノ)	炭酸水素カリウム水溶剤
(ハ)	ミルベメクチン乳剤
(ヒ)	ミルベメクチン水和剤
(フ)	スピノサド水和剤
(ヘ)	スピノサド粒剤
(ホ)	還元澱粉糖化物液剤
(マ)	次亜塩素酸水

※組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。

ぎふクリーン農業栽培基準（きのこ類栽培用）

1 適用の範囲

この栽培基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第3条の（4）に規定する農産物であって、要綱第2条第1項の（4）に規定する栽培を行う場合に適用する。

2 定義

要綱第2条の規定によるぎふクリーン農業の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
当該きのこ類の栽培期間中において、原木及びおが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地（以下「培地」という。）を利用した栽培であって、農薬を使用しないで生産されたものをいう。	

3 栽培基準の遵守

登録者は、次の4の基準を遵守しなければならない。

4 基準

（1）生産施設に関する事項

- ア 生産施設は、他の施設と明瞭に区分しなければならない。
- イ 生産施設は、他の施設と明瞭に区分するために、生産施設に次の事項を記載した看板の設置に努めるものとする。記載例は別記19のとおりとする。
  - （ア）生産施設であること（ロゴマーク添付）
  - （イ）生産登録番号
  - （ウ）生産主体名
  - （エ）作物名
  - （オ）栽培規模（生産面積等）
  - （カ）栽培上の特徴
  - （キ）県又は登録者のホームページアドレス

（2）品種（種菌を含む）に関する事項

遺伝子組み換え技術により育成された品種（種菌を含む。）は、使用してはならない。

（3）病虫害防除に関する事項

栽培期間中に農薬は、使用してはならない。

（4）使用済み原木及び培地の適正処理等環境への負荷低減に関する事項

使用済み原木及び培地は次にあげるとおり適正な処理を行うものとする。

- （ア）他の農産物の栽培の土づくり資材等に利用する。
- （イ）廃棄物処理業者等により適正に処理を行う。
- （ウ）その他の適正な処理を行う。

## ぎふクリーン農産物加工食品製造基準

### 1 適用の範囲

この製造基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第3条の（5）に規定する加工食品であって、要綱第2条第3項の規定によるぎふクリーン農産物加工食品の製造を行う場合に適用する。

### 2 定義

要綱第2条の規定によるぎふクリーン農産物加工食品の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
原材料としてぎふクリーン農産物を使用し、食品添加物を用いる場合は限定されたものを用いて製造した加工食品をいう。	

### 3 製造基準の遵守

ぎふクリーン農産物加工食品を製造するものは、次の4の基準を遵守しなければならない。

### 4 基準

#### （1）原材料

加工食品の原材料は、次にあげるとおりとする。ただしウの（イ）及び（エ）の使用量（重量割合）はウの（ア）及び（ウ）を除いた原材料（アとイとウの（イ）と（エ））の5%以内とする。

ア らぎふクリーン農産物

イ らぎふクリーン農産物加工食品

ウ ア及びイ以外の原材料で次に定めるもの

（ア）水、食塩、砂糖、天然の糖類

（イ）食品添加物（有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）の別表1で定められた食品添加物であって、畜産物の加工品に使用するものを除く。また、食品衛生法で定められた指定添加物のうち、加工助剤として使用するものは含める。）

（ウ）種麴（米、麦、豆、ふすま、ぬかなどを蒸し、これに麴菌を繁殖させたものであり、かつ、味噌、醤油などの製造に用いるものであること）

（エ）農畜水産物及びその加工品。ただし以下のものを除く。

a 原材料として使用したクリーン農産物と同一の種類の農産物

b 放射線照射が行われたもの

c 組み替えDNA技術を用いて生産されたもの

#### （2）製造、包装その他の工程に係る管理

ア 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。

イ 原材料として使用されるぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。

ウ 製造されたぎふクリーン農産物加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないよう管理されていること。

(3) 食品衛生法の製造許可

食品衛生法の製造許可を取得していること。

(4) 加工食品品質表示基準

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく適正な表示を行うこと。

5 ぎふクリーン農産物加工食品の製造加工の取組評価

(1) ぎふクリーン農産物加工食品の取組評価の項目は、別記7にあげるとおりとする。

(2) 取組評価の取組の有無を2段階で評価し、該当するすべての項目に取り組むものとする。



## 1 原材料

- (1) ぎふクリーン農産物は、要綱第 2 条第 2 項で定めるぎふクリーン農産物（その包装、容器又は送り状に要綱第 1 2 条第 1 項に規定する表示が付されているものに限る。）を使用していること。
- (2) ぎふクリーン農産物加工食品は、要綱第 2 条第 3 項で定めるぎふクリーン農産物加工食品（その包装、容器又は送り状に要綱第 1 2 条第 1 項に規定する表示が付されているものに限る。）を使用していること。
- (3) 食品添加物は有機加工食品の日本農林規格の別表 1 で定められたもの（畜産物の加工に使用するものを除く。また、食品衛生法で定められた指定添加物のうち、加工助剤として使用するものは含める。）のみを使用していること。
- (4) 種麴は、米、麦、豆、ふすま、ぬかなどを蒸し、これに麴菌を繁殖させたものを、味噌、醤油などの製造に使用していること
- (5) (1)～(4)以外の原材料としては、水、食塩、砂糖、天然の糖類、農畜水産物及びその加工品とすること。
- (6) 水、食塩、砂糖、天然の糖類及び種麴を除いた原材料の重量に対する食品添加物、農畜水産物及びその加工品の原材料に占める割合は 5 %以内とする。

## 2 製造、包装その他の工程に係る管理

- (1) 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。
- (2) 原材料として使用されるぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていないこと。
- (3) 製造されたぎふクリーン農産物加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないよう管理されていること。

## 3 食品衛生法の製造許可

食品衛生法の製造許可を取得していること。

## 4 加工食品品質表示基準

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく適正な表示を行うこと。

## G A P 手法の導入基準

### 1 適用の範囲

この基準は、ぎふクリーン農業表示要綱（以下「要綱」という。）第 3 条の（1）、（2）及び（3）に規定する農産物を要綱第 2 条第 1 項の（1）及び（2）に規定する方法で栽培する場合であって、G A P 手法を導入する者に適用する。

### 2 定 義

要綱第 2 条の規定による G A P 手法の定義は、次の表に掲げるとおりとする。

定	義
ほ場の準備から農産物の出荷までの生産者が作業する各生産工程の危害要因を把握したうえで、生産者自らが点検項目を決定し、自己点検及び生産者とは別の者による内部監査を受けて農業生産を改善するという一連の工程管理の手法をいう。	

### 3 導入基準の遵守

登録者は、次の 4 の基準を遵守しなければならない。

ただし、登録者が次に示す第三者認証を受けている場合は、G A P 手法は既に導入されているものとみなす。

- （1）J G A P
- （2）G A L O B A L G . A . P .
- （3）M P S - G A P

### 4 基準

#### （1）管理体制

ア 登録者が複数の生産者で構成される団体又は法人（ぎふクリーン農業表示実施要領第 3 条第 1 項（2）及び（5）に規定する者。以下、「団体登録者」という。）の場合は、団体に属する生産者または事務局等の中から内部監査員を指名すること。

イ 登録者が個人（ぎふクリーン農業表示実施要領第 3 条第 1 項（1）に規定する者。）の場合は、登録者とは別の者で、県が開催する監査員講習会を受講した者を監査員として指名すること。

#### （2）点検項目の決定

ア 登録者は、別表 8 の各点検項目の内容を含む、生産工程の点検項目リスト（以下、「チェックリスト」という。）を作成すること。

イ 登録者が団体登録者の場合は、生産開始前に各生産者にチェックリストを配布すること。

#### （3）記録書類の作成・保管

登録者（団体登録者の場合は「団体に属する各生産者」に読み替える。以下（6）アまで同様。）は、ぎふクリーン農業表示要領第 8 条の規定による栽培・出荷販売記録のほか、「岐阜県 G A P 導入推進マニュアル」を参照して農薬・肥料管理台帳、生産資材の購入伝票、作業機械等の点検・整備、清掃記録等の記録の作成・保管に努めるものとする。

(4) 自己点検

登録者は、1年に1回以上、チェックリストの各点検項目ごとに自己点検を行い、自己点検結果を監査員に提出すること。

(5) 内部監査

監査員は、1年に1回以上、登録者の栽培・出荷販売等の記録、ほ場・農薬等保管庫・出荷調製場等の現地確認または聞き取り等により自己点検結果を確認し、監査結果を登録者に通知すること。

(6) 改善・見直し

ア 登録者は、監査結果を踏まえ、未達成の点検項目について改善に努めること。

イ 登録者は、点検項目の達成状況を確認し、取組内容のレベルアップを図るため、必要に応じてチェックリストを見直すこと。

別表8 GAP 必須点検項目

区分			点検項目	備考	
食品 (農産物) 安全	農薬	適正使用	1	農薬散布前に、ラベルの使用基準を確認し使用していますか。	
			2	農薬は、計量器により正確に秤量していますか。	
		危害防止 (農薬残留防止)	3	粒剤などの飛散しにくい農薬を選定したり、ドリフト低減ノズル遮蔽物・緩衝地帯設置などの飛散防止対策を行っていますか。	
			4	農薬使用後の散布機は、タンク、ノズルやホース内に薬液がないか確認し、十分な洗浄・清掃を行っていますか。	
			5	農薬使用後は必ず手洗いをを行い、収穫物等に触らないようにしていますか。	
		適正保管	6	農薬はカギのかかる場所に適切に保管し、鍵の管理者を明確にしていますか。	
			7	農薬は購入時に入っていた容器のまま保管されていますか。	
	肥料	適正使用	8	肥料や堆肥、土壌改良資材は、表示などを確認し、原料の種類、成分等が明らかなものを使用していますか。	※
		適正保管	9	肥料が農産物や農薬等と接触しないよう保管されていますか。	
	水	安全性確認	10	水源（農業用水、地下水、水道、ため池など）が明らかな水を使用していますか。	※
			11	収穫物の洗浄に使用している水は飲用の水と同等の水ですか。	※
	収穫	品質・衛生管理	12	収穫用機械・器具、収穫用コンテナを洗浄していますか。	※
	出荷・調製	適正管理	13	出荷調製作業時に異物等が混入しないよう、出荷・調製作業場は整理・整頓し、定期的に清掃をしていますか。	※
			14	出荷袋は清潔に保って、汚染の恐れのない場所で保管されていますか。	※
			15	衛生的で清潔な作業服、帽子、履物を着用していますか。	※
			16	トイレの後や作業の前には手洗いを励行していますか。	※
			17	手洗い設備やトイレは、栽培ほ場や作業施設の近くに設置してありますか。また、定期的に清掃していますか。	※

		18	飲食・喫煙は農作業や農作物に影響の無い定められた場所でのみ行っていますか。	※
		19	病原菌等の付着防止のため、病気や怪我をしている人は作業を行わないようにしていますか。	※
		20	作業・調製作業場で小動物（ネズミなど）・衛生昆虫（ハエ、ゴキブリ等）の痕跡や生息を確認した場合は、防除又は駆除するようにしていますか。	※
		21	収穫物運搬時の異物等混入を避けるため、移動用コンテナや運搬車両の荷台は定期的に清掃していますか。	※
環境保全	廃棄物処理	22	農薬の空き容器、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理していますか。	
労働安全	作業者の安全管理	23	農薬散布時は、適切な防護マスクや防護服を着用していますか。	

(注1) 農産物の種類、栽培方法等により該当しない項目がある場合、チェックリストから除外する。

(注2) 花き栽培の場合、※の点検項目は任意とする。

表示票



● 70 mm



● 40 mm



● 25 mm

備考

- 1 規格（円の外径）は70mm、40mm、25mmの3種類を基本とする。
- 2 用いる色は、単色でも可とする。
- 3 別に定める「ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用」の「第10. 残留農薬自主検査に関する表示について」の（1）「残留農薬自主検査の表示に関する要件」を満たした場合に限り、残留農薬を自主検査している旨の表示（例「残留農薬自主検査を定期的実施」）を表示票の近くに表示できるものとする。なお、検査内容等がわかるようホームページのアドレス等も併記するものとする。

別記10

土壌を用いた食用作物（化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を30%以上削減）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を30%以上削減して栽培しました。	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルナバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記 1 1

土壌を用いた食用作物（化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を50%以上削減）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を50%以上削減して栽培しました。	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルハバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホーム・ページ・アドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。



別記 1 2

土壌を用いた食用作物（化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を使用しない）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を使用しないで栽培しました。	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルハバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホーム・ページ・アドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記 1 3

土壌を用いない食用作物（化学合成農薬を 30%以上削減）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

ぎふクリーン農業	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬を 30%以上削減して栽培しました。（養液栽培）	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルナバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記 1 4

土壌を用いない食用作物（化学合成農薬を 5 0 %以上削減）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬を 5 0 %以上削減して栽培しました。（養液栽培）	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルハバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記15

土壌を用いない食用作物（化学合成農薬を使用しない）の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬を使用しないで栽培しました。（養液栽培）	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※性フェロモン使用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（性フェロモン、アガモ、天敵、マルナバチ等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。
- 3 残留農薬自主検査を毎年行っている場合はその旨の記載ができるものとする。ただし、検査点数については、ぎふクリーン農業表示制度における残留農薬自主検査に係る運用で別に定める。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記16

花き栽培の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

ぎふクリーン農業	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬及び化学肥料（窒素成分）を削減して栽培しました。（花き栽培）	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※防虫ネット使用 ※排水を適正処理
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法、クリーン農業技術（防虫ネット等）を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記 17

きのこ類の栽培管理表

(1) 栽培管理表の様式

栽培管理表

<b>ぎふクリーン農業</b>	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬を使用しないで栽培しました(きのこ類)	
農産物名	〇〇〇〇
栽培上の特徴	※粘着シートの利用 ※使い終わった菌床のたい肥利用
生産者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000
生産登録番号	
生産地名	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 栽培上の特徴欄には、栽培方法等を記載する。
- 2 生産登録番号は必ず記載する。

(2) 略式表示の様式

生産登録番号	〇〇〇
生産者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

別記 18

加工食品の製造管理表

(1) 製造管理表の様式

製造管理表

ぎふクリーン農産物加工食品	
ぎふクリーン農業栽培基準に基づき削減対象とする化学合成農薬・化学肥料（窒素成分）を30%以上削減した（化学合成農薬を30%以上削減した）ぎふクリーン農産物を使用しています	
加工食品名	〇〇〇〇
加工業者名	〇〇〇〇 TEL 000(000)0000 岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇
加工登録番号	
使用農産物	生産登録番号 〇〇〇 生産者名 〇〇〇〇 生産地名 岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇

備考

- 1 加工登録番号は必ず記載する。
- 2 使用する農産物の生産登録番号、生産者名は必ず記載する。

(2) 略式表示の様式

加工登録番号	〇〇〇
加工業者名	〇〇〇〇
ホームページアドレス	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/gifu-clean/</a> (又は登録者のホームページアドレス)

備考

- 1 表示票の近くに同時に記載する。
- 2 ホームページアドレスは、二次元バーコードでも可とする。
- 3 略式表示の様式は、表示内容が網羅されれば、変更することは妨げない。

# ぎふクリーン農業生産ほ場

生産登録番号		作物名	
生産者(団体)		生産規模	m <sup>2</sup>
栽培上の特徴			



## ぎふクリーン農業の栽培基準

削減対象とする化学合成農薬及び化学肥料(窒素成分)を30%以上削減、遺伝子組換作物は栽培しない等の条件に基づき栽培しています。

ぎふクリーン農業の詳細情報は「ぎふクリーン農業」で検索